

安全運転サポート車等限定条件付免許の概要

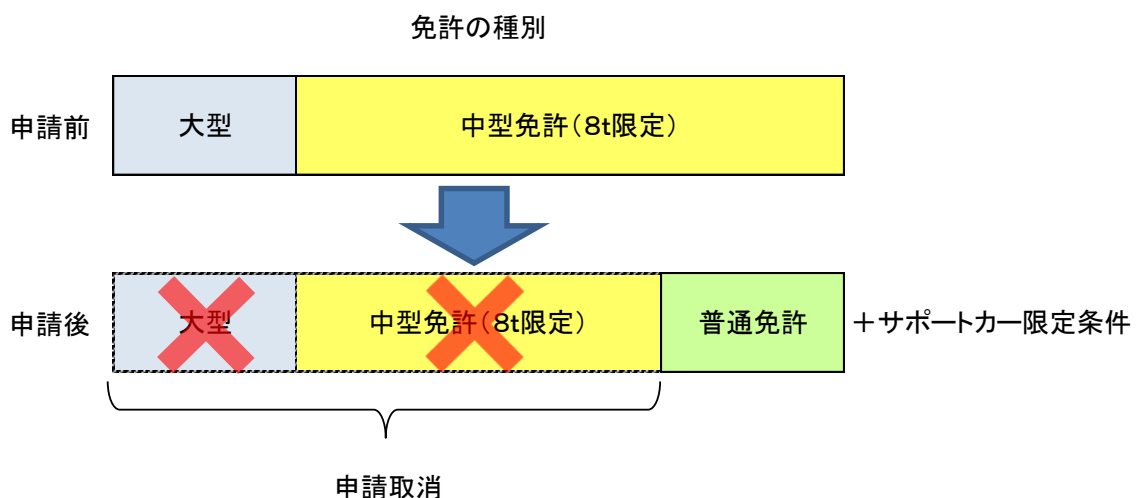
申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件を免許に付し、又は変更します。

【申請による条件の付与等の基準】

申請による免許の条件の付与等は、次のいずれにも該当しない場合に行います。

- 運転することができる自動車の種類等が実質的に変更されないとき
 - ※ 例えば、普通免許に条件の付与の申請をした者が、上位免許（大型免許等）を保有している場合には、普通免許のみに条件を付しても、上位免許によって条件外の自動車を運転することが可能であり、実益がないことから、このような条件の付与は行いません。上位免許を一部取り消しする必要があります。

〔例〕



- 限定解除審査の結果、当該条件の解除が適当でないと認められるとき。

【違反点数】

申請により免許に付与等された条件に違反して運転した場合は、免許条件違反（基礎点数2点の一般違反行為）となります。

【条件の内容】

申請により免許に付与等する条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件となります。

条件 A	衝突被害軽減ブレーキ（性能認定） ＋ ペダル踏み間違い時加速抑制装置（性能認定）（※） ※ マニュアル車については不要です。
-------------	---

性能認定： 自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成30年国土交通省告示第543号）及び先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）に基づく性能認定

条件 B	衝突被害軽減ブレーキ（保安基準）
-------------	-------------------------

保安基準： 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）。令和3年11月以降、国産新型車から順次、衝突被害軽減ブレーキの装着が義務付けられ、性能認定よりも高い性能基準が適用される。

留意事項

- ※ 性能認定を受けた自動車は、令和2年度以降に製造されたものに限られており、現在普及しているサポートカーのごく一部となります。
- ※ 後付け装置については、当該装置が資格要件を満たす取付事業者により取り付けられたものであるかどうかなどを判別することが困難であることから対象装置になりません。